

平成30年8月 高額療養費制度改正について

70歳以上の方の高額療養費の上限額が以下のとおり変更になりました。

平成30年7月まで				平成30年8月から				
区分	所得要件	限度額		区分	所得要件	限度額		特記事項
		外来	外来+入院			外来	外来+入院	
現役並み 所得者	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <多数回44,400円>	現役並み 所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% <多数回140,100円>	26区ア
					Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% <多数回93,000円>	27区イ
					Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% <多数回44,400円>	28区ウ
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円>	一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 <多数回44,400円>	29区エ
低所得者 Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	低所得者 Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	30区オ
低所得者 Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	低所得者 Ⅰ	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	

新たに
申請が
必要
です。
「限度額
適用
認定証」

●高額療養費の見直しに伴う記載要領等の一部改正について

高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合または新たに発行される限度額適用認定証の適用区分（現役並みⅠ・Ⅱ）等から、それぞれの所得区分に応じて「26区ア」、「27区イ」、「28区ウ」、「29区エ」、「30区オ」を「特記事項」欄に記載することになりました。

つきましては、70歳以上の方のレセプトには上記「26区ア」から「30区オ」のいずれかを特記事項に記載することが必須となりますので、請求の際にはご留意願います。